

花巻市市民参画・協働推進委員会（第5回）会議録

日時 平成27年2月18日（水）午後1時30分～午後3時10分
場所 花巻市役所本庁舎 2階 302・303会議室
出席者 委員出席者9名 佐藤良介委員長、小原幸子副委員長、高橋正行委員、小原正通委員、
和田政男委員、鈴木卯造委員、佐藤淑憲委員、平野順子委員、
高橋久美子委員
委員欠席者6名 葛巻徹委員、土田和長委員、藤原裕子委員、岩舘大輔委員、今村眞弓委員、
鎌田豊子委員
市側出席者4名 久保田地域づくり課長、中村主任主査、藤原主任、八重樫主任
傍聴等 0名

- 次第
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 市民参画の事前評価について【除外・対象外】
 - (2) 市政への市民参画ガイドラインの見直しについて
 - (3) その他
 - 4 閉会

1 開会 皆様方、本日はお忙しいところ出席していただきましてありがとうございます。第
事務局（中村） 5回の花巻市市民参画・協働推進委員会を開催いたします。本日は、委員総数15名
中9名の委員の方の出席をいただいておりますので、委員会は、成立しておりますこ
とをご報告いたします。それでは、佐藤委員長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ 皆様本日はご出席いただきありがとうございます。本年も2月の半ばを迎えまして
佐藤委員長、 2月27日からは3月議会が開会されるようです。本日の案件は、議会に提案する
ものもあるようですので、よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。本日の
議題といたしましては、市民参画の事前評価ということで、12件ございます。対象
外が9件、義務権利に該当するものが2件ございますので、あとで事務局より説明申
し上げますので、ご質問がありましたら、よろしく願いいたします。2つ目としま
しては、市民参画ガイドラインの見直しであります。ガイドラインの見直し、運用マ
ニュアルの見直しに皆様のご意見を賜りたいと思います。午後3時までを目途に進め
て参りたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

事務局（中村） ありがとうございます。議事に入る前に皆様方のお手元に資料1部をお配りして
おります。先にお送りいたしました資料の差し替えとなります。それでは、議事の進
行は、委員長をお願いいたします。

3 議事 それでは、議事に入ります。はじめに市民参画の事前評価を議題といたします。1
佐藤委員長 2件ございますが、一括して事務局より説明していただき、その後に皆様方からご意
見をいただきたいと思っております。それでは、説明をお願いいたします。

事務局（八重樫） 平成26年度計画・条例一覧表（対象外及び除外）に基づき説明
)

佐藤委員長 事務局より12件の説明が終わりました。1件ずつご質問、ご意見を伺って参りた

いと思います。では、はじめに花巻市行政手続条例の一部を改正する条例について、ご質問はありませんか。

佐藤委員長 行政指導とは、具体的にはどのようなものでしょうか。

事務局（八重樫） 例えば行政指導の対象ですが、前回協議いただきました花巻市悪臭公害防止条例に規定します改善勧告・改善命令のようなものが該当するものと思います。条例で規定する行政指導について、この改正により行うことができるものです。

佐藤委員長 ほかに何かご質問はありませんか。

<質疑等なし>

佐藤委員長 次に花巻市財産評価審議会条例について何かありませんか。私からの確認ですが、1件あたり2,000万円以上、面積では5,000平米以上の不動産という説明ですが、2,000万円以上又は5,000平米以上ということでしょうか。

事務局（八重樫） 審査の対象となる案件は、2,000万円以上かつ5,000平米以上ということです。

佐藤委員 この審査の対象となる案件は、年間何件くらいありますか。

事務局（八重樫） 件数といたしましては、あまり多くないもの考えております。現状では、不動産鑑定を行いまして、その鑑定額を参考として、不動産の買い取り等を行っています。今回からは、審議会を設置し意見をいただくこととなります。

佐藤委員長 そのほかにご質問はありませんか。

<質疑等なし>

佐藤委員長 次に花巻市農村滞在施設条例の一部を改正する条例について何かありませんか。

小原副委員長 東和地域に8棟あり、最初のほうは新しく喜んで住んでいただきましたが、老朽化が進み、住む方が少なくなっていると聞いています。既に入所希望があるのでしょうか。

事務局（八重樫） 具体的な入所希望があるかどうか伺っていませんが、環境を整備してから入所希望を募って、新規就農者を確保していこうとするものです。

佐藤委員長 現在の入居状況はどのくらいですか。

事務局（八重樫） 申し訳ありませんが、資料を持ち合わせていません。

佐藤委員長 J Aの高橋さんがいらっしゃいますが、新規就農希望者はいますか。

高橋委員 新規就農者は若干いるという感じでしょうか。

- 佐藤委員長 市外や首都圏からの就農希望者はいますか。
- 高橋委員 この制度を使って、新規就農者を呼び込んでいければいいですね。
- 佐藤委員長 家賃を半額にして、新規就農者を呼び込もうということの改正のようです。そのほかにご質問はありませんか。
- <質疑等なし>
- 佐藤委員長 次に花巻市特別用途地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について何かありませんか。
- 鈴木委員 建築基準法の改正による条例改正とのことですが、建築基準法のどの部分が改正されたかわかりません。
- 事務局（八重樫） 建築基準法の改正ですが、この条例に関連しない部分が追加又は削除されました。このことにより、条例で引用している条項部分を改正しようとするもの。
- 佐藤委員長 そのほかにご質問はありませんか。
- <質疑等なし>
- 佐藤委員長 次に花巻市手数料条例の一部を改正する条例について何かありませんか。
- 高橋委員 長期優良住宅の審査手数料の改正ですが、具体的には値上がりするのでしょうか。
- 事務局（八重樫） これまでは、申請者が、技術的審査機関から交付された「適合証」により市に申請を行っていました。この場合の手数料は、7,000円でした。「設計住宅性能評価書」でも申請が可能ですが、市が審査すべき事項が多いため17,000円になる予定です。「適合証」の交付を受けることにも費用がかかりますので、実質的にはそれほど大きく変わらないと思います。
- 佐藤委員長 そのほかにご質問はありませんか。
- <質疑等なし>
- 佐藤委員長 次に花巻市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について何かありませんか。
- <質疑等なし>
- 佐藤委員長 次に花巻市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について何かありませんか。

<質疑等なし>

佐藤委員長 次に花巻市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員に係る基準、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について何かありませんか。

佐藤委員長 先ほどの説明では、花巻市指定地域密着型介護老人福祉施設は、29人以下の特別養護老人ホームということでしたが。

小原副委員長 最近、特別養護老人ホームやグループホームなどが増えていますが、そのような施設が該当するのでしょうか。

事務局（八重樫） 特別養護老人ホームですので、寝たきりのような重度の方々がいる施設で、大きな施設ではなく、小さな施設が該当します。

佐藤委員長 そのほかにご質問はありませんか。

<質疑等なし>

佐藤委員長 次に花巻市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について何かありませんか。

小原副委員長 医療費の軽減は大変いいことだと思います。

佐藤委員長 そのほかにご質問はありませんか。

<質疑等なし>

佐藤委員長 残りの3つの条例は関連しますので、一括してご質問を受けたいと思います。何かありませんか。

小原副委員長 説明によると、幼稚園保育料が現行5,700円のため、保育園より幼稚園に入れたい保護者が多いと聞いていますが、負担額が少しの違いであればいいのですが、大きく増額するのであれば意味がないと思うのですが。

事務局（八重樫） 公立幼稚園は5,700円、私立幼稚園が月額1万数千円の保育料を支払っています。そこから、私立幼稚園の場合は、市から奨励補助金が支払われています。今回の条例ですが、公立と私立の保育料を同じ基準で定めようとするものです。保護者の所得状況によりますので、増額する方もいますが、現在の5,700円より減額になる方もいます。増額となる方の経過措置として、5年間かけて段階的に今回の改正額に合わせていこうとするものです。

佐藤委員長 平成27年度から入園する児童から適用されるわけですね。

事務局（中村） 従来5,700円より高い区分になる場合は、激変緩和の経過措置が適用された額となりますし、5,700円より安価な区分となった場合は、その額が適用されま

す。

和田委員 保育園の保育料はどうなりますか。

事務局（八重樫） 保育園は、現在も公立と私立の保育料は同額となっていますので、今後も大きな変更はありません。これまでも国が定めた上限額の範囲内で市が保育料を定めて参りました。

佐藤委員 乳幼児医療費軽減は市の持ち出しが多くなると思いますし、保育料の改正では増額になる部分もあると思います。この2つの制度を比較して、市の財政がどのようになるかシミュレーションしていますか。

事務局（中村） 市の財政全般についてのシミュレーションは行っているとは思いますが、資料を持ち合わせていません。

佐藤委員長 そのほかにご質問はありませんか。

<質疑等なし>

佐藤委員長 それでは、12件の案件について、皆様方からご理解をいただくということで、続いて、「市政への市民参画ガイドラインの見直しについて」を事務局より説明願います。

事務局（中村） 市政への市民参画ガイドラインの見直し案及び市政への市民参画ガイドライン運用マニュアルの見直し案に基づき説明

佐藤委員長 では、説明が終わりましたので、市政への市民参画ガイドラインの見直し案及び市政への市民参画ガイドライン運用マニュアルの見直し案について、ご質問やご意見はありませんか。

平野委員 意見交換会の周知についてですが、明日、「花巻市の地域医療ビジョン」の意見交換会があります。広報に掲載していましたが、掲載している面積が小さくて、もう少し説明があれば、多くの方も興味を持って参加するのではないかと思います。保健推進員にはハガキが1枚届きました。そのハガキの内容でわかるかなと疑問がありました。近所の方へは声かけしようと思いましたが、もう少し集まってもらいたいのであれば、もっと工夫したほうがいいのかと思いました。

事務局（中村） まさに地域にかかる医療ビジョンですので、保健推進員の方々を通じて保健推進員も含め、多くの方に来ていただいたほうがいいのかという職員チームでの意見もありましたし、推進委員会でもご意見いただきました。そういった点もふまえて、案内を差し上げましたが、不十分であったということですね。職員チーム会議や担当課と協議して参りたいと思います。

佐藤委員長 内容は、保健推進員への出席要請だったんですか。

平野委員 出席要請というわけではないように感じました。開催時間も午後6時30分からということで、主婦はなかなか出席できない時間帯でしたし。たくさんの参加者を求め

るのであれば、もう少し内容を工夫したほうが良かったのではないかと思います。

事務局（久保田） 皆様ご存知のとおり、医療ビジョンもそうですが、先般行われました人口減少とまちづくりの説明会を行うということで、新聞にも掲載されましたが、大迫では1人しか参加がありませんでした。次の石鳥谷会場では、7人の参加者でした。市の課題に対しては、市民に投げかけていかなければなりません、広報掲載の面積も小さくて、周知の仕方が十分ではないと感じていました。平野委員からありましたように、医療の問題は市民に非常に大事な問題でありますし、特定の団体のみに関係するものではありません。周知のため、保健推進員に案内することとしましたが、案内のハガキに地域の皆さんへの声かけをしてほしいとか書かれていないと、保健推進員個人への案内となってしまって、狙いとする多くの方々が参加していただきたいという趣旨が欠落していました。あとは、ゴミの分別の説明会では、会場に入りきれないくらい参加者がいたところもあったと聞いています。広報には掲載できず、地域に特化した内容で回覧を行いました。多くの方に参加してもらえよう内部で再度議論して参ります。

高橋委員 月に2回の広報配布にはかなりの経費がかかって、担当者も記事を取捨選択して作っていると思いますが、どの程度の費用がかかっていますか。

事務局（久保田） 行政区長への配布は、1回1行政区あたり400円程度ですが、作成と印刷には何倍もの経費がかかっていると思います。時代の流れで、若者は紙面ではなく、ネットで情報を得ていますし、全国の自治体では希望者のみに郵送しているところもあるようです。あの紙面を作るためには、数名の担当職員がおりますし、その人件費もあります。

高橋委員 広報でいいなと思うのは、休日当番医が掲載されていることです。しかし、掲載内容の中には、これは掲載しなくてもいいのではという記事もあるように感じます。

佐藤委員長 広報は、市民サービスの1つですし、広報のあり方はだいぶ検討が行われているようです。

小原委員 社会福祉協議会の評議員会がありまして、ある花巻の西側の行政区の区長から、区長配布の話がありました。月2回の配布の手間がかかる。あとは2回ある区長配布を1回にしていいのではないかと。あとは、広報は全戸配布ではなく、回覧でもいいのではないかと話がありました。しかし、評議委員会に出席している大多数の方は、市の動きがわかる広報は必要だと意見が出されたということだけ伝えておきます。

佐藤委員長 広報は、市民参画を伝達する有効な手段でありますし、有効に活用したほうが良いと思います。

高橋委員 運用マニュアルに「市民参画・男女共同推進課」とありますが、今年末でなくなるということですか。

事務局（中村） そういうことではなくて、今年度から「地域づくり課」に変わってしまっていて、早く変更していれば良かったのですが、ガイドラインの変更に併せて変更しようとするものです。

